## 国 民 健 康 保 険 法 の 一 部 を改 正 一する法 律 案 ( 閣 法 第 一九 号) (衆 議 院送付 要旨

本 法 律 案 は 玉 民 健 康 保 険 制 度  $\mathcal{O}$ 安 定 的 な 運 営 を 確 保 する ため 玉 民 健 康 保 険  $\mathcal{O}$ 財 政 基 盤 強 化 策 を 恒 久化

す るととも に、 財 政 運 営  $\mathcal{O}$ 都 道 府 県 単 位 化  $\mathcal{O}$ 推 進 都 道 府 県 調 整 交 付 金  $\mathcal{O}$ 割 合  $\mathcal{O}$ 引 上 げ 等  $\mathcal{O}$ 措 置 を 講 ľ ょ ć

とす る Ł  $\mathcal{O}$ で あ り、 そ  $\mathcal{O}$ 主 な 内 容 は 次  $\mathcal{O}$ لح お ŋ で あ る

市

町

村

が

行

う

玉

民

健

康

保

険

に

お

け

る

保

険

給

付

等

に

要

す

る

費

用

に

対

す

る

都

道

府

県

調

整

交

付

金

 $\mathcal{O}$ 

割

合

を

百

分

 $\mathcal{O}$ 七 か 5 百 分  $\mathcal{O}$ 九 に 引 き 上 げ るととも に、こ れ に 応じ て、 当 該 費 用 に 対 す る 玉 庫 負 担  $\mathcal{O}$ 割 合 を 引 き下 る。

所 得  $\mathcal{O}$ 少 な 1 者  $\mathcal{O}$ 数 に 応 じ て 玉 及 び 都 道 府 県 が 市 町 村 を 財 政 的 に 支 援 す る た め 0) 制 度 以 下 保 険 者 支

援 制 度」 とい · う。 ) に つい て、 平 成二十六年 度ま で 継 続 す る。

三 保 険 者 支 援 制 度について、 平 成二十七 年 度 か 5 恒 久 化する。

兀 医 療 に 要す る費用を市 町村 が 共 同 で 負担する た 8 0) 交付 金 事 業 ( 以 下 都 道 府県単 位 0 共 同 事 · 業 」 とい

う。)について、平成二十六年度まで継続する。

五. 都 道 府 県 単 位 0) 共同事業について、 平成二十七年度から恒 久化するとともに、 これと併せて、 財 政 運 営

 $\mathcal{O}$ 都道府県単位化を推進するために事業対象を全ての医療費に拡大する。

一日から施行する。

六

この法律は、公布の日 (衆議院修正) から施行する。 ただし、三及び五については、平成二十七年四月